

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
1	5					用語の定義	【不可抗力】の定義について、昨今の新型コロナウイルスに起因する一連の影響及びそれに伴う新型コロナ対策特別措置法のような新法も不可抗力に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	第1	1	(1)	(ア)	施設概要	図2で示されている「重力濃縮設備（今回設備更新）」とありますが、これは必須条件ということでしょうか。提案内容によって、重力濃縮設備及び汚泥貯留槽設備を使用しない場合、防食塗装や配管、機器の更新は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
3	7	第1	1	(1)	(ア)	施設概要	図2「注）重力濃縮設備と汚泥貯留設備は、配管・配線も更新すること」とありますが、重力濃縮設備、汚泥貯留設備の各設備について、配管の更新範囲を図面等で明確にご指示願います。引抜配管の埋設部は対象外、ポンプ室内もしくは管廊内等の目視可能な配管からを対象と考えてよろしいでしょうか。その他、記載されていない配管は対象外との理解でよろしいでしょうか。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
4	7	第1	1	(1)	(ア)	施設概要	現状の機械濃縮設備や脱水設備からの返流水は反応タンクに返流されていますが、今回の更新では全て分配槽に返流することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	9	第1	1	(5)		製造された生成物の売買	SPCが運搬費を負担し逆有償取引となった場合、廃掃法では生成物が「有価物」ではなく「廃棄物」と解釈されるケースも想定されますが、本事業の場合、生成物として利用するものであり、貴市の解釈として廃棄物に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	9	第1	1	(5)	(イ)②	維持管理・運営期間及び生成物売買に関する業務	要求水準書（案）2.2（2）、基本協定書（案）別紙3には「生成物の利用先の確保及び売却」も事業者が行う範囲となっておりますが、含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	10	第1	1	(1)	(イ)	【市の業務範囲】 ②維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	スクリーン設備及び汚泥受入供給設備から発生するし渣、沈砂、夾雑物等の運搬は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	11	第1	1	(7)	②	維持管理・運營業務に係る対価	維持管理・運營業務に係る対価を毎月1回支払うとありますが、請求処理等の業務が煩雑となるため、支払い時期は貴市と事業者による協議としていただけないでしょうか。	契約後の協議によります。
9	12	第1	1	(8)	①	事業期間終了時の措置	「本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。」とありますが、要求水準を満たす状態との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	12	第1	1	(8)	③	業務の引継ぎ	業務の引継ぎに際し、第三者に係る費用については、SPCは費用を負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	14	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	予定価格及び低入札価格調査制度の設定有無は入札公告において公表されると理解でよろしいでしょうか。また、予定価格は設計建設と維持管理のそれぞれに設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計建設と維持管理の予定価格及び低入札価格調査制度の設定有無は公表予定です。
12	14	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	入札価格書は、技術提案書と一緒に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	14	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	様式集の技術提案書の要求水準に係る履行計画書、落札者決定基準に係る技術提案書は、入札公告時に公表とありますが、提出期限まで短期間となるため、指定様式、枚数等、入札公告前に公表いただけないでしょうか。	ご意見拝聴しました。
14	14	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	技術提案書提出時に生成物の利用者からの購入確約や利用者の受入予定地の地方自治体への事前説明等の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
15	16	第2	3	(2)	(エ)	応募者の備えるべき参加資格（共通事項）	応募者の備えるべき参加資格に「要求水準の定めにより提出された見積設計図書優良であり、要求水準で定める条件を全て満たしていること。」との記載がありますが、参加申請の際に見積設計図書の提出を求められるのでしょうか。	参加申請の際には見積設計図書の提出は求めませんので修正します。
16	18	第2	3	(3)	4.1.1 4.2.1	競争参加資格その1（特記事項：設計建設企業） 競争参加資格（認定資格）	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者の場合、一般競争参加資格認定工事種別は「下水処理設備工事」となっているが、要求されている建設業の許可業種は「機械器具設置工事業または水道施設工事業」の他に「一般土木工事及び建築工事かつ電気工事業」となっている。 日本下水道事業団の工事種別「下水道処理設備工事」の建設業法の工事の種類は「機械器具設置工事又は水道施設工事」であるため、建設業の許可を有する営業所等の所在地（近畿地方、中国地方、四国地方）に係る建設業の許可の業種は「機器器具設置工事業又は水道施設業」とし、その他の「一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事」の建設業の許可業種については、本社で許可を有していればよいものとさせていただきます。	ご意見拝聴しました。
17	19	第2	3	(3)	5.1.1 5.2.1	競争参加資格その1（特記事項：設計建設企業） 競争参加資格（施工実績）	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者の場合、 5.1、5.2のいずれかの施工実績を有することとなっている。 5.1.1①、5.2.1① 下水道施設での元請実績 ・全体計画固形物量（汚泥量）0.234t-DS/時（8,875m ³ /時）の1/2以上で下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る。） 本工事は汚泥有効利用施設が主であるため、上記汚泥量以上の固形燃料化設備又は汚泥に関する乾燥設備、炭化設備若しくは焼却設備の機械設備の施工実績でもよいものとさせていただきます。	ご意見拝聴しました。
18	21	第2	3	(3)	6.1.1 6.2.1	競争参加資格その1（特記事項：設計建設企業） 競争参加資格（配置予定技術者）	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者の場合 6.1、6.2において下記の通りの施工経験を有することとなっている。 6.1.1、6.2.1 主任技術者又は監理技術者の工事経験 ・機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る。）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有するものを含むものに限る。 本工事は汚泥有効利用施設が主であるため、上記汚泥量以上の固形燃料化設備又は汚泥に関する乾燥設備、炭化設備若しくは焼却設備の機械設備の工事経験でもよいものとさせていただきます。	ご意見拝聴しました。
19	21	第2	6	6.1 6.2	6.1.1 6.2.1	競争参加資格（配置予定技術者） 主任技術者又は監理技術者の工事経験	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者の場合 6.1、6.2において下記の通り各施工工事業種の担当技術者の専任が求められている。 6.1.1、6.2.1 各施工内容の担当技術者の専任 ・施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 本工事は機械器具設置工事または水道施設工事と解されます。それ以外の土木、建築、電気工事は付帯工事です。付帯工事には、元請けまたは下請けから主任技術者を、金額規模により専任または非専任で配置することが法に定められていますので、この条項は削除をお願いします。	ご意見拝聴しました。
20	21	第2	3	(3)	6.1.2 6.2.2	競争参加資格（配置予定技術者） 設計担当技術者の設計経験	単体有資格業者及び特定建設共同企業体（甲型）・代表者の場合 6.1、6.2において下記の通りの施工経験を有することとなっている。 6.1.2、6.2.2 設計担当技術者の設計経験 ・機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 本工事は汚泥有効利用施設が主であるため、固形燃料化設備又は汚泥に関する乾燥設備、炭化設備若しくは焼却設備の機械設備の設計経験でもよいものとさせていただきます。	ご意見拝聴しました。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
21	23	第2	3	(3)	(カ)	競争参加資格その2 (一般事項：設計建設企業) 本工事で求める配置予定の主任技術者または監理技術者	①単体有資格業者又はJV (甲型・乙型) の代表者の場合、下記の通り資格・実績を有するものとなっている。 ・機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った担当技術者を専任で配置すること。 本工事は機械器具設置工事または水道施設工事と解されます。機械設備工事以外の担当技術者に関しては、その資格・工事経験の指定及び専任を外していただきたい。 <具体的には> P24の【土木工事・建築工事】技術者の資格・工事経験の指定及び専任を外していただきたい。 P25の【電気設備工事】技術者の資格・工事経験の指定及び専任を外していただきたい。	ご意見拝聴しました。
22	26	第2	3	(3)	(キ)	競争参加資格その2 (一般事項：設計建設企業) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者	【単体有資格業者又はJV (甲型・乙型の代表者)】 (二) 【機械設備工事】以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。 【機械設備工事】以外は、資格・実績の指定を外していただきたい。	ご意見拝聴しました。
23	27	第2	3	(4)	6-8-1	競争参加資格 (配置予定技術者)	下水道類似施設とは、濃縮・脱水設備のある汚泥処理施設との理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
24	28	第2	3	(4)	ア 1)	維持管理・運營業務総括責任者	総括者の業務実績について1年以上の契約履行実績との記載がありますが、施設規模の条件は公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	28	第2	3	(4)	ア 5)	総括者を補佐する者	総括者を補佐する者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項に規定する政令で定める資格を有する者であること。との記載がありますが、こちらで求められているのは「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」もしくは「産業廃棄物中間処理施設技術管理士」のどちらが該当するのでしょうか。	「昭和四十六年厚生省令第三十五号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十七条」のとおりです。
26	29	第2	5	(3)		SPCの設立	SPCを福知山市内に設立とありますが、本事業施設内に設立とすることは可能でしょうか。	不可とします。
27	31	第3	3	(2)		保険	「維持管理・運営期間中」と「生成物売買期間中」は同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	31	第3	3	(2)	イ	維持管理・運営期間中の保険	本事業はBT+(0)方式であり建設後の施設保有は市となるため、貴市にて火災保険を加入いただけないでしょうか。	建設後の火災保険は市にて加入します。
29	32	第3	3	(3)	イ④	履行保証保険	「保証の額は、契約金額の10分の1以上とする。」とありますが、維持管理運營業務委託契約書(案)第2条第2項では「契約金額を200で除した金額以上」とあります。ここでいう契約金額とは20年間の総額ではなく、各事業年度の金額との理解でよろしいでしょうか。	ここでいう契約金額とは20年間の総額です。 第3 3 (3) イ 維持管理・運營業務委託契約に記載した内容で、「SPCは、維持管理・運營業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理・運營業務委託契約に係る契約金額を200で除した以上の金額を市に納付する。ただし、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。」は、「SPCは、維持管理・運營業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理・運營業務委託契約に係る契約金額を10で除した以上の金額を市に納付する。ただし、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。」に読み替えるものとします。
30	33	第3	4	(2)		モニタリングの実施	「(2) 維持管理・運営、コンポスト売買に係るモニタリングの実施」とありますが、「～生成物売買に係る」との理解でよろしいでしょうか。 また、「維持管理・運營業務の実施状況についてモニタリングをする。」とありますが、「維持管理・運營業務及び生成物の売買に関する業務」との理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
31	34	第3	4	(2)	イ	財務状況の報告	「事業者は、維持管理・運営時に毎会計年度終了後3か月以内に、財務の状況を市に報告する。」とありますが、ここでいう事業者とは、特別目的会社と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	38	第6	4	(1)		いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	いずれの責めに帰すことのできない事由により事業契約が解除された場合におけるリスク（費用負担等）は、貴市、事業団にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	事業者の負担はないものとします。
33	12	第1	1	(8)	③	業務の引継ぎ	本事業期間内に行う業務の引継ぎは、本事業期間終了の何カ月前から行う事と理解すればよろしいでしょうか。	引継開始日はSPCと協議により決定します。
34	12	第1	1	(8)	③	業務の引継ぎ	本事業期間内に行う業務の引継ぎは、本事業期間終了の何カ月前から行う事と理解すればよろしいでしょうか。	引継開始日はSPCと協議により決定します。
35	27	第2	3	(4)	4	競争参加資格	中小企業等協同組合法では、組合員(企業)が保有する資格について組合が使用できるとしており、協同組合を所管する都道府県へ確認したところ、その通りであると回答をいただきましたが、最終判断は発注者によるとのことでした。本案件について、参加資格を組合員(企業)が有していれば当組合として参加資格ありとご判断いただけるのでしょうか？	ご意見拝聴しました。
36	28	第2	4	イ		評価内容	評価内容は、公告時に示されるという事ですが、本事業の評価に際し、「資源の地域内循環」「雇用創出」「産業育成」等の地域貢献に関し、具体的にどのような評価項目・基準を設定するお考えかご教示ください。	評価内容は公告時に公表します。
37	22	第2	3	(3)	表中 6.7	主任技術者又は監理技術者の工事経験	ただし、担当する工事内容に電気設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。と記載されていますが、【担当する工事内容に電気設備工事以外の職種】とはどのような職種を想定しているのでしょうか？	機械器具設置工事、建築工事、土木工事などの電気設備工事以外の職種を想定しています。
38	25	第2	3	(3)	(カ) 14)	【電気設備工事】	主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置出来ること。と記載されておりますが、非専任の配置で宜しいでしょうか？	工事着手していない期間は非専任を可とします。
39	27	第2	3	(3)	(キ) 5)	【電気設備工事】	設計担当技術者は、(ク)と同等以上の者であること。と記載されていますが、(ク)とは『建設工事における企業(配置予定技術者)の施工実績(工事経験)に係る要件について』の事でしょうか？	ご理解のとおりです。
40	40	第8	3	(3)	ア	施設確認、資料閲覧、試料の採取	申込み期間を過ぎた後には、施設確認等は出来ないのでしょうか？ 【緊急事態宣言】解除後に再度施設確認を希望致します。	申し込み期限を過ぎた後は、申し込み不可です。
41	5	はじめに				不可抗力	・「不可抗力」の定義について、新型コロナウイルスのような感染症拡大も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	7	第1	1	(5)	(ア)	図2 福知山終末処理場の本施設供用開始後（下段）の全体フロー	・本施設供用開始後（下段）の全体フローについては参考であり、設備構成等は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
43	7	第1	1	(5)	(ア)	図2 福知山終末処理場の本施設供用開始後（下段）の全体フロー	・No.2重力濃縮設備が既存汚泥処理施設（使用）に該当しておりますが、これはNo.2重力濃縮設備の使用方法の一例であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	7	第1	1	(5)	(ア)	図2 福知山終末処理場の本施設供用開始後（下段）の全体フロー	・No.2重力濃縮設備は事業者が提案するいかなるフローであっても、既存汚泥処理施設（使用）に該当もしくは、残置する必要がある場合、水槽内の防食の更新は行わないという理解でよろしいでしょうか。	既存汚泥処理施設（使用）に該当する場合は、要求水準書案6.4.4(3)アに示すとおり、防食の更新を行ってください。また、付帯設備は劣化状況により必要な更新を行ってください。本施設として使用せずに残置する場合は防食と付帯設備の更新は不要です。なお、No.2重力濃縮槽とNo.2汚泥貯留槽は、現状の汚泥処理施設にて使用していますので、本事業の建設工事では現状の汚泥処理施設の運用に支障が生じないようにしてください。
46	8	第1	1	(5)	(ア)	図3 福知山終末処理場の既設構造物の対象範囲	・耐震診断結果資料について、開示をお願いします。 ・耐震補強後の脱水機棟の既設脱水機室の再利用はしてよいのでしょうか。	前段：閲覧資料で公表しています。 後段：お見込みのとおりです。
47	9	第2	2	(1)	(イ)	①実施設計・建設工事に関する業務	・事業者の業務範囲に他工事との調整がありますが、本事業の実実施設計・建設工事期間中に予定されている福知山市または事業団から発注される工事をご教示ください。 ・また上記に関連する事業者の業務範囲は福知山市または事業団が行う他工事との調整への協力と考えられます。そのため、本事業とは別で発注される他工事との調整は事業者の業務範囲ではなく、福知山市または事業団の業務範囲のため、記載の変更をご確認ください。	前段：契約後の協議によります。 後段：事業者の業務範囲に示す「他工事との調整」は、「市または事業団が行う他工事との調整への協力」と読み替えます。
48	9	第1	1	(5)	(イ)	②維持管理運営及び生成物売買に関する業務	・維持管理・運営及び生成物売買に関する業務における、「見学者への対応」と「本施設の見学者への対応に関する協力」について、その関係性及び具体的な業務の違いがありましたら教えていただけますでしょうか。	「見学者への対応」は、本施設の見学者への説明や本施設内の案内説明を指し、「本施設の見学者への対応に関する協力」は市が見学者に配布する説明資料の原稿案などの作成協力を指します。
49	9	第1	1	(5)	イ	事業者の業務範囲	・副生成物の処分先の確保及び引渡し業務における、「副生成物の処分」については廃掃法で定める一般廃棄物か産業廃棄物どちらの取扱いになるのでしょうか。 ・産業廃棄物とすると貴市が排出事業者と考えて宜しいのでしょうか。その場合、廃棄物処理の委託先との関係も含めた契約関係はどのように考えれば宜しいのでしょうか。 ・事業者が行う「処分額の調整」とは具体的にどのような業務を予定しているのでしょうか。	1段目：産業廃棄物となります。 2段目：市が排出事業者となります。市が別途委託する産業廃棄物運搬業者が、副生成物を福知山終末処理場から運搬します。事業者は運搬車両への積み込みまでが業務範囲です。 3段目：副生成物の処分先の選定と処分額の提案を示します。
50	9	第1	1	(5)	イ	市の業務範囲	・現地調査の結果、事業用地内に大型のコンクリート成形品が残置されておりました。市の業務範囲として【事業用地の確保】があるため、それらの事業用地内の物品については、着工前までに市の所掌で移動または処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	11	第2	1	(7)	①	実施設計・建設工事に係る対価	・”事業団の指示に従い必要な資料の作成等の協力を行う”とありますが、どの範囲までの協力をお考えでしょうか。具体的な資料名をご教示ください。	市が本事業に関する国からの交付金を収入するために必要な資料で、事業者からの資料提供が必要と事業団が判断した資料を指します。
52	11	第1	1	(8)	①	事業期間終了時の措置	・事業期間終了の10年前と5年前の協議は必ず2回とも開催されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	12	第1	1	(8)	①	市所有の資産等	・”本来の機能を満たしている状態に保持”とありますが、具体的な判定基準をご教示ください。	要求水準書を満たすこととします。
54	12	第1	1	(8)	③	業務の引継ぎ	原則として本事業期間内に行う業務の引継ぎは、契約終了の何カ月前から行うとお考えでしょうか。	引継開始日はSPCと協議により決定します。
56	16	第2	3	(2)	(エ) ③	見積設計図書の技術対話	・”技術対話は必要により行う”とありますが、技術対話を行う場合の具体的な方法をご教示ください。	ご意見拝聴しました。
57	17	第2	3	(3)	(イ)	JSにおけるJVの認定	・”JVにおいては日本下水道事業団における本工事に係るJVとして認定を受けていること”とありますが、JVとして認定される制度や登録方法をご教示ください。	日本下水道事業団ホームページの入札・契約・申請手続きによる他、適宜お問い合わせください。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
58	21	第2	3	競争参加資格その1	6.2.3.1	特定建設企業体・代表者の配置予定技術者の配置予定期間	<p>・“現場着工～令和08年03月31日（火）まで“とありますが、下図の通り工場製作期間の監理技術者は、非専任、現場施工着手時から専任との理解でよろしいでしょうか。また、現場施工期間の現場代理人についてはJV代表者以外（担当工事）から配置と考えてもよろしいでしょうか。</p>	前段:ご理解の通りです。 後段:ご意見拝聴しました。
59	23	第2	3	競争参加資格その2	(カ)①	単体有資格者又はJV（甲型・乙型）の代表者	・主任技術者又は監理技術者は、現場着工時に技術者の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	28	第2	3	競争参加資格その2	3)	維持管理運営総括責任者	・”総括者は直接的かつ、恒常的な雇用関係にある者”とありますが、SPC出資企業との雇用関係は、いつからとなりますか。（例：公告日の3カ月前等）	応募時点とします。
62	28	第2	3	競争参加資格その2	6)	総括を補佐する者	・”総括を補佐する者は直接的かつ、恒常的な雇用関係にある者”とありますが、SPC出資企業との雇用関係は、いつからとなりますか。（例：公告日の3カ月前等）	応募時点とします。
63	29	第2	5	(3)		SPCの設立	<p>・「基本協定書8条では、株式譲渡をする際は貴市の事前の承諾が必要と規定されていますが、実施方針の本規定では出資者は事業契約終了まで、SPCの株式を保有しなければならないと規定されているため、当初取得した株式の一部は事前の貴市の承諾を得れば可能だが、株式の全てについて譲渡を行うことは不可と理解すれば宜しいでしょうか。」</p> <p>・「構成員間での譲渡と構成員でない他社への譲渡においての対応（貴市の承諾の可否や承諾のしやすさ）に違いがあるのでしょうか。」</p>	原則として実施方針29ページ5・3に記載の「特別目的会社に出資する出資者は事業契約終了するまで株式を保有する」ことを原則とします。特別目的会社への出資企業の経営破綻や経営不振等により出資者の変更が必要と市が判断した場合にのみ、当初取得した株式の譲渡について、市が承諾するものと考えています。
64	31	第3	3	(2)		保険	・ここで記載の”事業契約書（案）”は、誤記ではないでしょうか。	事業契約書(案)を、工事請負契約書(案)、維持管理・運營業務委託契約書(案)、生成物売買契約書(案)に修正します。
65	32	第3	4	(1)	ア	モニタリングの実施	<p>・”事業団が要求する項目について報告”とありますが、要求する項目は、要求水準書の内容と、技術提案した内容の確認との考えでよろしいでしょうか。</p> <p>・また、要求する書類についてご教示ください。</p>	前段:お見込みのとおりです。 後段:受注後の協議によります。
66	35	第4	1			立地に関する事項	・表1に記載されている臭気、騒音、振動等の規制値は、下水処理場敷地境界線での規制値でしょうか。それとも今回事業範囲での規制値でしょうか。	本施設に近接する下水処理場敷地境界線での規制値とします。
67	26	第2	3	競争参加資格その2	(キ)	担当技術者	様式集5ページ②(ア)設計業務を行う者の建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を証明するものの写しについては、実施方針案26ページ(キ)記載の配置予定の設計担当技術者を配置する会社が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	37	第5				契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	・事業契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所について、福知山支部ではなく、基本協定書第18条同様、「京都地方裁判所」としていただけませんか。	「京都地方裁判所」とします。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
69	38	第6	4	(1)		いずれの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	・一定期間に協議が終わらない場合、契約が解除されてしまう可能性もあるため、「一定期間」についてどの程度の日数を想定しているかご教示ください。	協議により一定期間の日数を設定します。
70						様式集4ページ2) 提案書類提出時	・提案書類提出時に提出する書類のうち”見積設計図書”については、様式I-1～V-3までの構成との考えでよろしいでしょうか？ ・コストに関する資料（V-1建設に係る費用：V-1-1～V-1-7、維持管理運営に係る費用V-2：V-2-1～V-2-3、年度別事業費一覧表V-3）の提出については、見積設計図書提出時に提出と想定していますが、この時期は実施方針案14ページ表2に記載の技術提案書の提出期限（令和3年9月上旬～下旬）との理解でよろしいでしょうか？	検討し公告時に明示します。
71	4	—	—	-	—	【代表企業】の定義について	「代表企業」の資格要件の定義がありません。18ページ以降の競争参加資格における単体有資格業者または特定建設共同企業体(甲型)・代表者に求められている認定工事種別「下水処理設備工事」より設計建設企業における機械プラントメーカーが担うという理解で良いでしょうか？ また、その場合、建設した設備の性能保証、生成物の品質確保、生成物の引取先確保等が必要な為、維持管理運営期間において、この「代表企業」を変更する事は出来ないと考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
72	6	第1	1	(4)	—	基本方針について	本施設で生成される生成物は、事業期間（維持管理運営期間）の全期間を通じて、事業者が引取り義務を負うという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
73	19	第2	3	-	—	単体有資格業者の競争参加資格(施工実績)について	下水道施設の固形燃料化設備の元請実績や廃棄物処理施設の焼却設備の元請実績まで幅広く認めて頂く事は可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
74	21	第2	3	-	—	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)について	配置予定技術者/主任技術者又は監理技術者について、下水道施設の固形燃料化設備の施工経験や廃棄物処理施設の焼却設備の施工経験まで幅広く認めて頂く事は可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
75	21	第2	3	-	—	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)について	配置予定技術者/設計担当技術者について、下水道施設の固形燃料化設備の設計経験や廃棄物処理施設の焼却設備の設計経験まで幅広く認めて頂く事は可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
76	21	第2	3	-	—	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)について	機械設備工事の施工内容に土木工事、建築工事、電気設備工事等が含まれる場合は、それぞれ担当技術者を、専任で配置することと記載があります。 廃棄物処理事業等の事例では、主たる業種の監理技術者を元請企業が配置し、その付帯工事である土木・建築・電気工事においては、下請企業との契約金額により下請企業が技術者を配置します。今回も、その理解でよろしいでしょうか？	ご意見拝聴しました。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
77	2	—	—	-	—	【事業期間】	①実施設計・建設工事の事業期間を令和4年2月から令和8年3月と記載ありますが、工期延長は可能でしょうか？	原則として原文に記載のとおりとします。
78	4	—	—	-	—	用語の定義 【長寿命化対策】	「長寿命化対策」の用語定義として、既存の施設の一部を活かしながら、部品等の取り替えにより耐用年数の延伸に寄与する対策と記載あります。本対策は交付金の適用を前提に考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
79	4	—	—	-	—	用語の定義 【代表企業】	「企業グループの構成員の中から事業者を代表して応募手続き等を行い、SPCへの出資比率が最も高い者をいう。」と記載があります。P18以降に記載されている競争参加資格において、当該事業の主たる資格要件は「下水処理設備工事」と定義されている為、代表企業は設計建設企業（単体有資格業者、もしくは特定建設共同企業体の代表者）が担うと理解しますが、よろしいでしょうか？また、20年間に渡る維持管理運営期間においても、生成物の品質、引取先の安定性等を担保する為、維持管理運営期間を通して代表企業を変更する事は出来ないと理解しますが、よろしいでしょうか？	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
80	5	—	—	-	—	用語の定義 【不可抗力】	不可抗力について、「市と事業団及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲外のものをいう。」とされていますが、「通常予見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
81	6	第1	1	(4)	①	基本方針	「本事業で製造される生成物は、事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されること。」と記載があります。有効利用とは、処理場内で製造された生成物を事業者が福知山市殿から有価で買い取り、有効利用先企業に輸送費を考慮した上で、福知山市殿から買い取った価格以上で販売する事と理解します。有効利用先が有料（有償）で、生成物を事業者から引き取る事は、有効利用の定義に合致しないと理解しますが、よろしいでしょうか？	有効利用先にて生成物を有効利用するのであれば、有効利用先が有料（有償）で生成物を事業者から引き取る限り、有効利用の定義に合致すると考えます。
82	6	第1	1	(4)	①	基本方針	「本事業で製造される生成物は、事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されること。」と記載があります。生成物の有効利用が不可能となった場合には、本事業の根底が覆る事になりかねず、その観点から、事業者には生成物引取に対する担保を最大限求めるべきと考えます。事業者選定におかれましては、生成物が事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されることを重視した評価基準の設定を御検討願います。	評価内容は公告時に公表します。
83	14	第2	2	-	—	募集及び選定スケジュール(予定)	表2において事業者の募集・選定スケジュール(予定)が記載されていますが、「入札」に関する記載がありません。「入札」はいつ頃を想定されてますでしょうか？	入札価格書は、技術提案書と一緒に提出願います。
84	19	第2	3	-	—	競争参加資格 (施工実績)	単体有資格業者の競争参加資格(施工実績)として、「①下水道施設での元請実績：全体計画固形物量（汚泥量）が0.234t-DS/時(8.875m ³ /時)の1/2以上で、下水道法上の処理場に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）。」と記載あります。施工実績として、「汚泥焼却設備(汚泥溶融設備)」又は「有効利用設備(炭化、乾燥、堆肥化、スラグ化等)」の実績を認めて頂くことは可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
85	19	第2	3	-	—	競争参加資格 (施工実績)	単体有資格業者の競争参加資格(施工実績)として、「②下水道類似施設での元請実績：全体計画固形物量（汚泥量）が0.234t-DS/時(8.875m ³ /時)と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）。」と記載あります。施工実績として、「廃棄物処理における焼却設備」の実績を認めて頂くことは可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
86	21	第2	3	-	—	競争参加資格 (配置予定技術者)	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)として、「主任技術者又は監理技術者の工事経験：機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。」と記載あります。施工経験として、「汚泥焼却設備(汚泥溶融設備)」、「有効利用設備(炭化、乾燥、堆肥化、スラグ化等)」又は「廃棄物処理における焼却設備」の経験を認めて頂くことは可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。

●様式1-1 実施方針

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
87	21	第2	3	-	—	競争参加資格 (配置予定技術者)	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)として、「設計担当技術者の設計経験：機械設備工事（「薬注・脱水設備」を含むものに限る）で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。」と記載あります。設計経験として、「汚泥焼却設備(汚泥溶融設備)」、「有効利用設備(炭化、乾燥、堆肥化、スラグ化等)」又は「廃棄物処理における焼却設備」の経験を認めて頂くことは可能でしょうか？	ご意見拝聴しました。
88	21	第2	3	-	—	競争参加資格 (配置予定技術者)	単体有資格業者の競争参加資格(配置予定技術者)として、「主任技術者又は監理技術者の工事経験：施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。」と記載あります。この担当技術者とは、建設業法上の「専門技術者」と読み替えても、よろしいでしょうか？	ご意見拝聴しました。
89	29	第2	5	(4)	—	落札者決定後の手続き	「契約額は、技術提案書に記載の額を上限とする。」とされていますが、技術提案から維持管理・運営業務委託契約を締結するまで4年程期間が空くことになる為、技術提案時に前提として用いた条件の変更、または物価変動等により、契約額を技術提案書に記載の金額を上限とすることが適当でないと認められる場合があります。この場合、当該規定を適用せず、妥当と認められる契約額としていただけるとの理解でよろしいでしょうか？	当初契約額の上限を変更する場合は原則として、技術提案書に記載の額に対して、物価変動と消費税及び地方消費税額に関する変更のみを考慮するものとします。
90	29	第2	5	(5)	—	落札者決定後の手続き	「契約額は、技術提案書に記載の額を下限とする。」とされていますが、技術提案から維持管理・運営業務委託契約を締結するまで4年程期間が空くことになる為、技術提案時に前提として用いた条件の変更、または物価変動等により、契約額を技術提案書に記載の金額を下限とすることが適当でないと認められる場合があります。この場合、当該規定を適用せず、妥当と認められる契約額としていただけるとの理解でよろしいでしょうか？	当初契約額の下限を変更する場合は原則として、技術提案書に記載の額に対して、物価変動と消費税及び地方消費税額に関する変更のみを考慮するものとします。
91	31	第3	3	(2)	—	イ 維持管理・運営期間中の保険	「SPCは、第三者賠償責任保険、本施設に対する火災保険に加入しなければならない。」と記載あります。民間事業者が当該施設に対する火災保険に加入した場合、貴市が加入する場合と比較して料率が高くなり、維持管理費用が高騰する可能性があります。火災保険については、貴市で対応して頂くことは可能でしょうか？	文言を修正します。 第三者賠償責任保険は任意、火災保険は市にて加入します。
92	31	第3	3	(2)	—	イ 維持管理・運営期間中の保険	「SPCは、第三者賠償責任保険、本施設に対する火災保険に加入しなければならない。」と記載あります。「本施設」とは、P3に記載の用語の定義ではなく、事業者の提案により再構築を実施する範囲という理解でよろしいでしょうか？	本施設はの範囲はご理解のとおりです。 第三者賠償責任保険については任意加入とし、火災保険については資産の所有者が加入するため、文言を修正します。
93	32	第3	3	(4)	—	業務の委託等	「事業者が、本事業の維持管理・運営業務に限り、業務の一部を委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。」とされていますが、「事業者」は「SPC」の誤りではないでしょうか？	ご意見拝聴しました。
94	32	第3	3	(5)	—	有資格者の配置	「事業者は、入札説明書等に従い、応募資格確認申請書及び技術業提案書に記載した有資格者を配置すること。」とされていますが、「事業者」は「SPC」の誤りではないでしょうか。また、「技術業提案書」は「技術提案書」の誤りではないでしょうか？	前段:事業者をSPCと読み替えていただいて構いません。 後段:お見込みのとおりです。